

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 第3回枚方市空家等対策協議会 計画作成部会
開 催 日 時	令和6年10月23日（水） 開始時刻 15時 00分 終了時刻 16時 00分
開 催 場 所	WEB 併用による会議 会場・事務局：枚方市役所 分館4階 大会議室
出 席 者	小川委員、川島委員、國田委員、高瀬委員、財田委員、松尾委員、三宅委員、村上委員、中島委員
欠 席 者	井上委員、田中委員、鉄川委員、中村委員、早川委員、三橋委員
案 件 名	1. <改定>第2次枚方市空家等対策計画（素案）について 2. 今後のスケジュール及びパブリックコメントの実施について
提出された資料等の名	次第 資料（1－1） <改定>第2次枚方市空家等対策計画（素案） 資料（1－2） （新旧）第2次枚方市空家等対策計画 資料（2） 今後のスケジュール 資料（3） パブリックコメント意見提出用紙・要項（案） 参考資料1 <改定>第2次枚方市空家等対策計画 概要版 参考資料2 令和6年度庁内委員会（幹事会）及び協議会における主な意見とその対応方針
決 定 事 項	1. <改正>第2次枚方市空家等対策計画（素案）の内容を確認し、本素案をもって答申とすることを確認した。 2. 今後のスケジュールを確認した。 3. パブリックコメント意見提出用紙・要項（案）を確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	なし
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	都市整備部 住宅まちづくり課

審 議 内 容

1 開会

部会長： 定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第3回枚方市空家等対策協議会計画作成部会を開催します。

本日の委員の出席状況を事務局よりお願いします。

事務局： 構成員15名の内、オンラインを含め9名のご出席をいただいておりますので、枚方市空家等対策協議会規約第5条第2項の規定により、本協議会が成立していることをご報告いたします。

部会長： 本日の資料について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【資料説明】

部会長： 続きまして、本部会の会議の公開、非公開について取り決めを行います。

事務局にて事前に資料を確認しましたところ、公開すべきでない情報が含まれた案件はありませんので、枚方市空家等対策協議会規則第4条に基づき、会議については公開とするという形で運営したいと考えております。

一 同： 異議なし。

部会長： それでは会議録を含め公開で運営します。なお、本日傍聴希望者はいません。

案件1 <改定>第2次枚方市空家等対策計画（素案）について

部会長： それでは、案件1「<改定>第2次枚方市空家等対策計画（素案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局：【資料（1－2）より説明】

部会長： ただいまの事務局からの説明について、委員から質問はありますか。

委 員： 資料50ページ、改定案の資料編に民間団体の相談窓口について記載があります。今年の4月から相続登記が義務化され、私のところにも相続に関する相談が多数寄せられるようになっていきます。空き家に関しても影響のある内容だと思いますので、例えば、司法書士が在席している団体を記載するなど、相談窓口を広げてみてはどうでしょうか。

事務局： ご指摘を踏まえ、記載内容を検討します。

委 員： 資料34ページ右側の文字が切れています。

事務局： 修正します。

委 員： 民間団体の相談窓口についてですが、大阪弁護士会にも空家等対策プロジェクトチームがあり、必要であれば連携をとることも可能ですので、お声掛けください。

事務局： 承知しました。

委 員： 製本される計画の冊子は、色合いや紙質など、市民の方が見やすいものを検討いただければと思います。

事務局： 冊子での配布は未定ですが、冊子にする場合は、コスト面と照らしながら、より見やすいものになるよう検討いたします。

委員： 資料40ページの図1「全国の総住宅数、空き家数及び空き家率の推移」において、全国の空き家率が増えている一方で、図2「大阪府の総住宅数、空き家数及び空き家率の推移」では大阪府の空き家率が下がっています。これは集計方法が変更になったなど、何か要因があったのでしょうか。

事務局： 住宅・土地統計調査の集計方法や内容に変更はありません。空き家率は減少したという結果になっていますが、41ページの図4「枚方市の空き家種類別割合の変化」では、「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空き家」は、平成30年が25.7%に対し、令和5年は40.3%に増加しています。この種別の空き家は「不良空き家になる可能性の高い空き家」とされており、本市としては引き続き、空き家対策を推進していく必要があると捉えております。

部会長： ほかに質問はありますか。

意見がないようですので、案件1については以上とします。なお、ただいまのご意見、ご質問による本案件の修正等はないものとし、本対策計画の素案をもって、「答申」とするということでよろしいでしょうか。

一同： 異議なし。

部会長： それでは、本対策計画の素案をもって答申といたします。

なお、後ほど、本案件に対する意見照会の依頼が事務局よりあると思いますが、意見による修正がある場合は、部会長の私に一任していただくということで、よろしくお願いします。

修正が生じた場合は、後日、事務局より各委員へお届けするようにさせていただきます。案件1については以上とします。

案件2 今後のスケジュール及びパブリックコメントの実施について

部会長： それでは、続きまして、案件2「今後のスケジュール及びパブリックコメントの実施について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 【資料2及び資料3より説明】

部会長： パブリックコメントについては、市民の皆様から沢山の意見をいただけたと思います。事務局は十分なご配慮をよろしくお願いします。

委員からご意見等がありますか。

委員： 法改正に伴う空家等の対策計画の見直しなどの対応について、市区町村ごとで考え方は異なるのでしょうか。

事務局： 今回の法改正への対応を検討する中で、参考として他都市の対応事例を調査しましたが、まだ対応されていない市区町村もあります。また、対応している市区町村の大半は、例えば今回法改正により新設された管理不良空家等の判断基準などは国のガイドラインに準拠した内容となっております。

委員： 都道府県はどのように関与しているのでしょうか。

事務局： 空き家に関して中心となって実務をしているのは、市民と接する市区町村ですが、大阪府は国や他市事例の情報を提供するとともに、市区町村の取組みを取りまとめる立場です。

委員： 空き家を管轄している国の省庁はどこでしょうか。

事務局： 国土交通省です。今回の法改正に係る資料も国土交通省から出ています。

部会長： ほかにご意見等がないようですので、本日の案件は以上となりますが、事務局から連絡事項はありますか。

事務局： 本日の案件につきまして、ご意見等があれば、10月28日までに、住宅まちづくり課にご連絡ください。

 次回の部会は、2月下旬頃に開催し、本対策計画改定等のご報告をさせていただきます。資料を含め準備が整い次第、開催の案内を送付させていただきます。

部会長： 11月8日の答申については、私の都合がつかず、副部会長にお願いし、答申を行う予定です。

 諮問事項に対する答申に向けた審議は本日で最後となり、この部会としての役割は終えることになります。

 計画策定後は、計画の進捗状況等に関してこの計画に関わっていくことになりますので、委員の皆様におかれては今後ともよろしくお願いいたします。

 それでは、本日の計画作成部会を閉会いたします。